

様式第9号 (別表第2関係)

安曇野市移住等空家改修利活用促進事業に係る誓約書兼同意書

安曇野市移住等空家改修利活用促進事業補助金の交付申請に当たり、下記のとおり誓約し、同意します。

○誓約事項

- 1 現に対象建物の住所に居住していない場合は、補助事業に係る改修工事の完了後、実績報告の提出までに速やかに住民登録を対象建物の所在地に異動し、生活の拠点とします。(ただし、「長期体験。安曇野くらし」の申請者を除く。)
- 2 上記の異動後、補助金の交付日から起算して、「ようこそ。安曇野へ」の申請者の場合は10年間、「おかえり。安曇野へ」又は「活かそう。地域資源」の申請者の場合は3年間、「長期体験。安曇野くらし」の申請者の場合は、定期賃貸借契約満了までの期間又は1年のいずれか短い期間は、当該住所から転居・転出をしません。また、その間、補助事業に係る建物及び敷地について、第三者に譲渡し、交換し、又は貸付けに供することをしません。
- 3 「おかえり。安曇野へ」又は「長期体験。安曇野くらし」の申請者のうち、貸借物件を改修工事する場合は、あらかじめ工事の規模及び工事の内容について所有者等へ説明し、本補助金により改修した部分については、原状回復不要であるとの旨を両者で合意した上で施工します。また、本事業の実施において、所有者等との紛争が起きた場合は、交付申請年度内に当事者間の責において解決します。
- 4 「おかえり。安曇野へ」の申請者である場合、対象物件は申請者が対象建物への居住を始める前の段階で、おおむね1年以上にわたり、居住その他の利用実態がないことが常態であった物件であることを誓約します。また、補助金申請日時点で、購入、受贈、賃貸借契約又は使用貸借契約して2年以内であることを誓約します。
- 5 上記誓約事項に違反する場合は、市の指示に従い、交付を受けた補助金の全部又は一部を直ちに返還します。この場合において、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延損害金を併せて市に納付します。

○同意事項

- 1 この補助金の申請に関して、市が申請者に関する納税状況、住民登録事項、所有する財産の状況、その他審査に必要な事項について、調査・照会・閲覧することに同意します。
- 2 この補助金の申請に係る物件については、市が審査に必要な限り、物件の敷地内に立ち入って調査を実施すること及び当該物件の固定資産税課税状況、電気や上下水道に係る契約状況、所有者等の入所・入院に関する状況等について、関係機関へ情報を照会し調査することに同意します。

(宛先) 安曇野市長

年 月 日

申請者

住 所

ふりがな
氏 名

印